年度　水質検査実施計画　専用水道の名称：

番号	グループ	項目名	基本検査頻度（水道法施行規則及び吹田市通知）	実施検査頻度	原水	浄水（給水栓水）														水質検査機関（自己、委託）	設定理由、採水の場所
					年度	年度												省略項目実施予定			
																		年度	年度		
					月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	月	月		
1		一般細菌	１箇月に１回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
2		大腸菌	１箇月に１回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
39		塩化物イオン	１箇月に１回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47		有機物（全有機炭素（TOC）の量）	１箇月に１回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	A	pH値	１箇月に１回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49		味	１箇月に１回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50		臭気	１箇月に１回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51		色度	１箇月に１回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
52		濁度	１箇月に１回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
11		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	１箇月に１回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
35	A’	鉄及びその化合物	１箇月に１回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
38		マンガン及びその化合物	１箇月に１回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
43	B	ジェオスミン	(１箇月に１回以上)																		
44		2-メチルイソボルネオール	(１箇月に１回以上)																		
10		シアン化物イオン及び塩化シアン	３箇月に１回以上																		
22		塩素酸	３箇月に１回以上																		
23		クロロ酢酸	３箇月に１回以上																		
24		クロロホルム	３箇月に１回以上																		
25		ジクロロ酢酸	３箇月に１回以上																		
26		ジブロモクロロメタン	３箇月に１回以上																		
27	C	臭素酸	３箇月に１回以上																		
28		総トリハロメタン（24,26,30,31の総和）	３箇月に１回以上																		
29		トリクロロ酢酸	３箇月に１回以上																		
30		ブロモジクロロメタン	３箇月に１回以上																		
31		ブロモホルム	３箇月に１回以上																		
32		ホルムアルデヒド	３箇月に１回以上																		
3		カドミウム及びその化合物	３箇月に１回以上																		
4		水銀及びその化合物	３箇月に１回以上																		
5		セレン及びその化合物	３箇月に１回以上																		
7		ヒ素及びその化合物	３箇月に１回以上																		
12		フッ素及びその化合物	３箇月に１回以上																		
13		ホウ素及びその化合物	３箇月に１回以上																		
37	D	ナトリウム及びその化合物	３箇月に１回以上																		
40		カルシウム、マグネシウム等（硬度）	３箇月に１回以上																		
41		蒸発残留物	３箇月に１回以上																		
42		陰イオン界面活性剤	３箇月に１回以上																		
45		非イオン界面活性剤	３箇月に１回以上																		
46		フェノール類	３箇月に１回以上																		
6		鉛及びその化合物	３箇月に１回以上																		
8		六価クロム化合物	３箇月に１回以上																		
33	E	亜鉛及びその化合物	３箇月に１回以上																		
34		アルミニウム及びその化合物	３箇月に１回以上																		
36		銅及びその化合物	３箇月に１回以上																		
14		四塩化炭素	３箇月に１回以上																		
15		1.4-ジオキサン	３箇月に１回以上																		
16		シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	３箇月に１回以上																		
17	F	ジクロロメタン	３箇月に１回以上																		
18		テトラクロロエチレン	３箇月に１回以上																		
19		トリクロロエチレン	３箇月に１回以上																		
21		ベンゼン	３箇月に１回以上																		
9	G	亜硝酸態窒素	３箇月に１回以上																		
20	H	PFOS及びPFOA	３箇月に１回以上																		
		色	１日に１回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
		濁り	１日に１回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
		消毒の残留効果	１日に１回以上			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
		クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）	３箇月に１回以上																		
		クリプトスポリジウム等（原虫）																			
		水質管理目標設定項目等																			
		検便	１年に１回以上																		